証券コード　6855
2020年６月10日

株　主　各　位

兵庫県尼崎市西長洲町２丁目５番13号
日本電子材料株式会社
取締役社長　大久保　和　正

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、新型コロナウイルス感染防止に向けて、株主の皆様の安全を最優先に開催いたしたく考えており、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前９時を予定しております）

２．場　　所　兵庫県尼崎市昭和通２丁目７番１号
都ホテル 尼崎　３階鳳凰の間
（ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照ください）

３．目的事項

報告事項
１．第61期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
２．会計監査人及び監査等委員会の第61期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について、別紙にてご案内申しあげますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。
◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jem-net.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが増した状態が続いたものの、雇用・所得環境の改善が続く等、総じて緩やかな回復傾向で推移いたしました。海外経済につきましても、アメリカを中心に、全体としては緩やかな回復基調となりましたが、足元では新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大により、経済活動が抑制される等、先行きに対する不透明感が増しました。

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、次世代通信規格（５Ｇ）や人工知能（ＡＩ）、ＩｏＴの普及に牽引され、中長期的には緩やかな成長を予想しております。上期につきましては、メモリーＩＣを中心に、在庫調整や、半導体メーカーの設備投資計画の見直しが図られる等、調整局面が続きました。下期につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大により、スマートフォンの出荷台数の落ち込みや自動車等のサプライチェーンの混乱等の経済活動の落ち込みがあったものの、データセンター関連投資の拡大や５Ｇの立ち上がりにより、全体的には復調傾向となりました。

このような事業環境の中、当連結会計年度の売上高につきましては、メモリーＩＣ向けの製品の拡販が進んだことにより、前連結会計年度を上回る結果となりました。利益面につきましては、新工場稼働における先行費用の発生等があったものの、前連結会計年度に対して概ね横ばいの結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は15,669百万円（前連結会計年度比8.7％増）、営業利益は1,012百万円（前連結会計年度比0.7％増）、経常利益は993百万円（前連結会計年度比6.1％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益による特別利益を計上したこと等により、1,076百万円（前連結会計年度比32.8％増）となりました。

なお、報告セグメント別の業績は次のとおりです。

〈半導体検査用部品関連事業〉

売上高につきましては、メモリーＩＣ向けや海外向けの製品が伸びたことにより、前連結会計年度を上回る結果となりました。

以上の結果、売上高15,461百万円（前連結会計年度比9.2％増）となりました。

〈電子管部品関連事業〉

電子管部品関連事業につきましては、売上高208百万円（前連結会計年度比18.5％減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で3,297百万円（前連結会計年度比236.1％増）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備投資に対するものも含め総額で2,500百万円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、中長期的には緩やかな成長を予想する一方で、足元では新型コロナウイルスによる世界経済への影響もあって、市場動向の変化が激しい状況で推移しており、プローブカードの需要動向への影響も予想されます。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、着実な成長を遂げるため、以下の課題に取り組んでまいります。

①市場の要求に応える製品の開発とサービスの強化

中長期的に需要が見込まれるＤＲＡM及びＮＡＮＤ型フラッシュメモリー向け製品の更なる性能向上、納期短縮、原価低減を行い、製品競争力を高め、拡販に取り組んでまいります。また、次世代半導体向けプローブカードの開発を加速させ、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

②海外販売の強化

海外の半導体市場は、アジアを中心に着実な成長を遂げております。また、製造を専門に行うファウンドリや、自社工場を持たず製品の企画や設計のみを行うファブレスメーカーの台頭等、半導体の生産は世界規模で分業化が進んでおります。当社グループは、海外拠点のネットワークを活かした販売活動の充実を図るとともに、日本から各国拠点へのリソース投入や一層の技術支援により、海外販売の強化を推進します。

③付加価値向上への取組み

技術革新やＶＡ活動による原価低減や品質向上によって、付加価値の向上を図ります。

④経営基盤の更なる強化

為替変動や緊急時における対応等、リスクマネジメントの一層の高度化を目指し、経営基盤の強化に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を実施し、企業価値の向上に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 58 期 (2016年度)	第 59 期 (2017年度)	第 60 期 (2018年度)	第 61 期 (当連結会計年度) (2019年度)
売　上　高（百万円）	12,489	14,405	14,416	15,669
経　常　利　益（百万円）	129	456	1,058	993
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	78	307	810	1,076
１株当たり当期純利益（円）	7.45	29.00	76.50	101.62
総　資　産（百万円）	16,845	17,527	18,055	20,654
純　資　産（百万円）	10,490	10,634	11,160	12,101
１株当たり純資産（円）	983.64	1,001.14	1,053.92	1,142.79

（注）１．第58期につきましては、ロジックＩＣ向けの拡販が進む等、徐々に回復傾向となったものの、メモリーＩＣ向けの本格的な需要回復が遅れている影響により、売上面につきましては、第57期をやや下回る結果となりました。利益面につきましても、生産能力の強化や開発を推し進める一方で、経費削減にも努めてまいりましたが、収益性の高い製品需要の落ち込みや、為替相場の変動の影響等により、第57期を下回る結果となりました。

２．第59期につきましては、メモリーＩＣ向けは、ＮＡＮＤ型フラッシュメモリー向けの拡販が進み、ＤＲＡＭ向けにつきましても堅調に推移いたしました。ロジックＩＣ向けにつきましても、自動車用半導体向けを中心に売上を伸ばすことができました。利益面につきましても、売上高の増加に伴い、第58期を上回る結果となりました。

３．第60期につきましては、ロジックＩＣ向けは、自動車用半導体向けの回復の遅れにより軟調に推移しました。メモリーＩＣ向けにつきましては、顧客需要に応えることにより、堅調に推移しました。利益面につきましては、売上構成の変化や、コスト削減の推進により第59期を大きく上回りました。

４．第61期につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

５．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第60期の期首から適用しており、第59期「総資産」については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の 議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
JEM AMERICA CORP.	3,650 千US$	100.0 %	半導体検査用部品 関連事業
JEM (HONG KONG) Co., Ltd.	2,000 千HK$	100.0	
JEM TAIWAN PROBE CORP.	40,100 千NT$	100.0	
JEM EUROPE S.A.R.L.	400 千€	100.0	
JEM Shanghai Co., Ltd.	1,000 千US$	100.0	
JEM (THAILAND) Co., Ltd.	38,000 千THB	100.0	
JEM (SHENZHEN) Co., Ltd.	5,600 千HK$	100.0	

(7) 主要な事業内容

当社グループは半導体検査用部品、電子管部品の開発、製造及び販売を行っております。

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

区　分	主　　要　　製　　品
半導体検査用部品関連事業	＜カンチレバー型プローブカード＞ Ｃタイププローブカード プローブ（探針）の形状が力学でいう片持ち梁（Cantilever）の構造を持つタイプ ・ＣＥシリーズ ＜アドバンストプローブカード＞ Ｖタイププローブカード プローブ（探針）の形状が垂直型で、主として半導体の高集積化・高速化対応として使用されているタイプ ・ＶＴシリーズ（垂直接触型プローブカード） ・ＶＳシリーズ（垂直スプリング接触型プローブカード） ・ＶＥシリーズ（垂直＋カンチレバー複合型プローブカード） Ｍタイププローブカード ＭＥＭＳ（Micro Electro Mechanical Systems）技術を用いたプローブユニットを使用しているタイプ ・ＭＣシリーズ ・ＭＬシリーズ ・ＭＴシリーズ
電子管部品関連事業	陰極、フィラメント

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	兵庫県尼崎市
熊本事業所	熊本県菊池市
三田工場	兵庫県三田市
東京営業	神奈川県横浜市
JEM AMERICA CORP.(子会社)	アメリカ合衆国カリフォルニア州
JEM (HONG KONG) Co., Ltd.(子会社)	中国香港
JEM TAIWAN PROBE CORP.(子会社)	台湾竹北市
JEM EUROPE S.A.R.L.(子会社)	フランス モンブルノ サンマタン市
JEM Shanghai Co., Ltd.(子会社)	中国上海市
JEM (THAILAND) Co., Ltd.(子会社)	タイ チョンブリ県
JEM (SHENZHEN) Co., Ltd.(子会社)	中国広東省深圳市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
951名	64名減

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
㈱三菱UFJ銀行	2,233 百万円
㈱三井住友銀行	1,366
㈱りそな銀行	605
その他	527

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　10,604,880株

(3) 株主数　　5,055名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
㈲大久保興産	1,266 千株	11.96 %
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	1,138	10.74
大久保和正	498	4.70
日本マスタートラスト信託銀行㈱	392	3.70
大久保英正	348	3.29
㈱三菱UFJ銀行	309	2.91
古山陽一	260	2.45
大久保昌男	244	2.31
MSIP CLIENT SECURITIES	212	2.00
日本電子材料社員持株会	188	1.77

（注）持株比率は、自己株式（15,559株）を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大久保　和正	社長執行役員 営業統括部長 （営業統括担当）
専務取締役	足立　安孝	専務執行役員 管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） （管理部門統括担当） JEM Shanghai Co.,Ltd.取締役社長
取締役	井上　廣志	
取締役	中本　大介	TACMINA KOREA Co.,Ltd.代表理事 TACMINA USA CORP.代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	竹原　克尚	
取締役 (監査等委員)	濱田　幸和	濱田税理士事務所所長 ㈱プロセスサポート代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	吉田　博之	

（注）１．取締役井上廣志氏及び中本大介氏並びに取締役（監査等委員）濱田幸和氏及び吉田博之氏は、社外取締役であります。

２．当社は、重要な情報の収集及び報告の受領等を日常的に行うため、取締役（監査等委員）竹原克尚氏を常勤の監査等委員として選定しております。

３．取締役井上廣志氏は、半導体業界に精通しており、また、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役井上廣志氏を独立役員とする届出を行っております。

４．取締役中本大介氏は、海外事業を含む経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役中本大介氏を独立役員とする届出を行っております。

５．TACMINA KOREA Co.,Ltd.及びTACMINA USA CORP.と当社との間には、特別の関係はありません。

６．取締役（監査等委員）濱田幸和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役（監査等委員）濱田幸和氏を独立役員とする届出を行っております。

７．濱田税理士事務所及び㈱プロセスサポートと当社との間には、特別の関係はありません。

８．取締役（監査等委員）吉田博之氏は、半導体業界等におけるマネジメント及び三菱電機ロジスティクス㈱における常任監査役を通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役（監査等委員）吉田博之氏を独立役員とする届出を行っております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2019年６月25日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）に井上廣志氏及び中本大介氏が新たに選任され、就任しました。

2019年６月25日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員）に吉田博之氏が新たに選任され、就任しました。

② 退任

2019年６月25日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員を除く。）吉田博之氏及び吉田裕氏がそれぞれ退任しました。

2019年６月25日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）田村耕一氏が退任しました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （　4名）	71百万円 （　7百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （　3名）	23百万円 （　7百万円）

（注）1．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年６月27日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は30百万円以内）と決議いただいております。
2．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年６月27日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	井上廣志	2019年６月の就任後に開催された取締役会13回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
取締役	中本大介	2019年６月の就任後に開催された取締役会13回中11回に出席し、発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	濱田幸和	当事業年度中に開催の取締役会17回のすべて、及び監査等委員会13回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	吉田博之	当事業年度中に開催の取締役会17回中16回、及び2019年６月の就任後に開催された監査等委員会10回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	報 酬 等 の 額
１．公認会計士法第２条第１項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	28百万円
２．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社子会社の計算関係書類監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第１項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

５．会社の体制及び方針

５－１業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下の項目を定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
②業務執行にあたっては、取締役会、執行役員会及び経営会議他の各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。
③企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について適切に審議する。
④コンプライアンス担当責任者は管理部門統括担当執行役員とし、当社のリスク並びにコンプライアンスに関する統括責任者とする。また、コンプライアンス担当責任者は、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①予算管理制度等により収益や費用を適切に管理するとともに、職務権限等の規程による所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、取締役会及び執行役員会への付議基準等を定めた規程に基づき、承認後執行を行う。
②資金の流れや管理の体制に関する規程に基づき、適正な財務報告の確保に取り組む。
③安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、各担当部門が、各種管理規程を策定し、管理を行う。
④内部統制・コンプライアンス担当は、当社のリスク並びにコンプライアンスに関して網羅的・総括的に管理する。
⑤内部監査は、当社のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当責任者及び取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。

②取締役会、執行役員会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献等を勘案して、その優先順位を決定する。

③業績は、ＩＴを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会、執行役員会並びに経営会議に報告する。

④取締役会、執行役員会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、部門毎に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

⑤④の議論を踏まえ、各部門を担当する執行役員及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めて業務遂行体制が効率的となるよう改善する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持する。

②コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規則を策定し、使用人が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。

③内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

④内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として監査等委員会等の内部通報先に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。監査等委員会等の内部通報先より連絡を受けた内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当責任者と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。

⑤財務報告の信頼性を確保するために、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は業務の適正を確保するため、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の財務及び経営を管理する部門と事業活動を管理する部門は協業し、子会社の位置付けに応じた多面的な管理を図る。これらの部門は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関しては、当社と子会社における管理規程に基づき当社に報告するとともに、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。また子会社における内部統制の構築を目指し、子会社全体の内部統制に関する担当部門は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理体制の整備を推進する。また、重大なリスクについては、速やかに当社に報告することを求めるとともに、当社と子会社における管理規程に基づき、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性を尊重し、且つ経営の効率化を追求するため、相互の権限と責任を明確にし、当社は取引上の諸問題について積極的な指導を図る。また、子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求める。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。コンプライアンス担当責任者は、コンプライアンスに関する体制の整備を推進し、当社はその状況について定期的な点検を実施する。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを監査等委員会から求められた場合、監査等委員会の業務補助のため会計及び業務に精通した当該使用人を置くこととし、人事権については監査等委員会に有り、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させる。

②監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人はその職務に関して監査等委員会の指示のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からの指示を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」の通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを規程により禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員会が必要と考える適正な予算を設けている他、前払を含めその職務の執行について生ずる新たな費用の負担の求めがあった場合にはすみやかに対応する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、執行役員会に出席する他、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。

②監査等委員会は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧又は謄写できる。

③監査等委員会からの取締役又は使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。

④監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

５－２反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①当社及び子会社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。

②当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。

③既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。

④反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

５－３業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の体制の整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、業務の適正を確保するための体制の実効性を向上させるように努めております。

また、内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査した結果、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人との意見交換会の開催や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視しております。

５－４剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本とし、業績に応じて積極的な株主還元を行うことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めており、当期の剰余金の配当につきましては、期末配当金は普通配当５円に創立60周年の記念配当３円を加えた８円とし、中間配当金５円を含め、１株当たりの年間配当金を13円とさせていただきました。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金８円

総額　84,714,568円

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年６月11日

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,744
受取手形及び売掛金	5,148
電子記録債権	721
有価証券	141
製品	278
仕掛品	1,244
原材料及び貯蔵品	1,554
預け金	46
その他	218
貸倒引当金	△4
流動資産合計	13,093
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	2,628
機械装置及び運搬具	2,482
工具、器具及び備品	228
使用権資産	163
土地	639
建設仮勘定	386
有形固定資産合計	6,529
無形固定資産	
ソフトウエア	173
その他	5
無形固定資産合計	179
投資その他の資産	
投資有価証券	63
関係会社株式	118
繰延税金資産	285
その他	385
貸倒引当金	△0
投資その他の資産合計	852
固定資産合計	7,561
資産合計	20,654

	金額
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	1,009
電子記録債務	1,005
設備電子記録債務	591
１年内返済予定の長期借入金	1,113
未払金	193
未払法人税等	42
未払費用	334
リース債務	61
その他	435
流動負債合計	4,786
固定負債	
長期借入金	3,619
長期リース債務	104
その他	41
固定負債合計	3,766
負債合計	8,553
純資産の部	
株主資本	
資本金	983
資本剰余金	1,202
利益剰余金	10,051
自己株式	△15
株主資本合計	12,221
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	0
為替換算調整勘定	△120
その他の包括利益累計額合計	△119
純資産合計	12,101
負債純資産合計	20,654

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	金額
売上高	15,669
売上原価	11,041
売上総利益	**4,628**
販売費及び一般管理費	3,616
営業利益	**1,012**
営業外収益	
受取利息	14
固定資産売却益	23
材料屑売却益	15
その他	28
営業外収益合計	81
営業外費用	
支払利息	21
為替差損	52
その他	26
営業外費用合計	100
経常利益	**993**
特別利益	
投資有価証券売却益	129
特別利益合計	129
税金等調整前当期純利益	**1,123**
法人税、住民税及び事業税	136
法人税等調整額	△89
法人税等合計	46
当期純利益	**1,076**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,076**

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	983	1,202	9,083	△ 15	11,253
会計方針の変更による累積的影響額			△ 2		△ 2
会計方針の変更を反映した期首残高	983	1,202	9,080	△ 15	11,251
当期変動額					
剰余金の配当			△ 105		△ 105
親会社株主に帰属する当期純利益			1,076		1,076
自己株式の取得				—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	970	—	970
当期末残高	983	1,202	10,051	△ 15	12,221

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1	△ 94	△ 93	11,160
会計方針の変更による累積的影響額				△ 2
会計方針の変更を反映した期首残高	1	△ 94	△ 93	11,157
当期変動額				
剰余金の配当				△ 105
親会社株主に帰属する当期純利益				1,076
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 0	△ 26	△ 26	△ 26
当期変動額合計	△ 0	△ 26	△ 26	943
当期末残高	0	△ 120	△ 119	12,101

連結注記表

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

① 連結子会社の数	７社
② 連結子会社の名称	JEM AMERICA CORP.
	JEM(HONG KONG)Co.,Ltd.
	JEM TAIWAN PROBE CORP.
	JEM EUROPE S.A.R.L.
	JEM Shanghai Co.,Ltd.
	JEM(THAILAND)Co.,Ltd.
	JEM(SHENZHEN)Co.,Ltd.

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

JEMCO Co.,Ltd.　　JEM SE ASIA Pte.Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

JEMCO Co.,Ltd.　　JEM SE ASIA Pte.Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、１月１日から連結決算日３月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの ……移動平均法による原価法によっております。

b. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品 …… 主として個別法によっております。

そ の 他 見 込 生 産 品…… 主として月別総平均法によっております。

原材料…… 主として移動平均法によっております。

貯蔵品…… 主として最終仕入原価法によっております。

c. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産 …定額法によっております。

リース資産 …当社及び米国子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

なお、米国子会社を除く在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しておりますが、（会計方針の変更）に記載のとおり、当連結会計年度より国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

b.　無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産　…自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産　…当社は所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

３．会計方針の変更

米国を除く国際財務報告基準を適用している在外連結子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度における連結貸借対照表は、有形固定資産の「使用権資産」が163百万円増加し、流動負債の「リース債務」が61百万円及び固定負債の「長期リース債務」が104百万円増加しております。

当連結会計年度の連結損益計算書及び１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

なお、米国子会社につきましては、「リース」(ASU第2016-02号) を2022年３月期より適用予定であります。

４．会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

従来、当社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法（ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除く）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

これは、当連結会計年度より大型生産拠点として三田工場が稼働することを契機に、生産設備の使用実態を見直した結果、保有する有形固定資産に急激な技術的・経済的な陳腐化は見られず、また今後も安定的な生産設備の稼働が見込まれることから、減価償却方法を定額法に変更することにより、その使用実態をより適切に反映した費用配分が可能になると判断したことによるものであります。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費が163百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ163百万円増加しております。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　8,705百万円

(2) ①担保に供している資産

建物及び構築物	399百万円
土　　地	382百万円

②上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	283百万円
長期借入金	608百万円

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　10,604,880株

(2) 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年５月13日 取締役会	普通株式	52百万円	５円	2019年 ３月31日	2019年 ６月11日
2019年10月25日 取締役会	普通株式	52百万円	５円	2019年 ９月30日	2019年 12月４日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	１株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2020年５月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	84百万円	８円	2020年 ３月31日	2020年 ６月11日

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安定的な支払能力を確保するため、内部資金、金融機関からの借入、設備のリース化等の活用により、資金調達の多様化と安定した資金繰りを実現しております。なお、外部からの資金調達については、安定的で低利息を目標とし、経済や金融情勢を加味しながら、長期もしくは短期のバランスのとれた調達を実施しております。一時的な余資については、短期的かつ安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、原則として１年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金等については、安定的な支払能力の確保を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で10年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主に営業部門内で主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関に限定し取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定期的に把握された時価等が取締役会に報告されております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づいて行っており、取引実績及び取引残高は取締役会に報告されております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち、39.45％が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)を参照ください。)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,744	3,744	―
(2) 受取手形及び売掛金	5,148	5,148	―
(3) 電子記録債権	721	721	―
(4) 預け金	46	46	―
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	144	144	―
資産計	9,805	9,805	―
(1) 支払手形及び買掛金	1,009	1,009	―
(2) 電子記録債務	1,005	1,005	―
(3) 設備電子記録債務	591	591	―
(4) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む)	4,733	4,702	△30
負債計	7,340	7,309	△30
デリバティブ取引	(2)	(2)	―

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、並びに (4) 預け金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに (3) 設備電子記録債務

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格によっております。）

（単位：百万円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引 売建 米国ドル	70	―	2	2
合計		70	―	2	2

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60
関係会社株式	118

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注3）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超
現金及び預金	3,744	―
受取手形及び売掛金	5,148	―
電子記録債権	721	―
預け金	46	―
合計	9,660	―

（注4）長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	1,113	840	1,087	425	246	1,019
合計	1,113	840	1,087	425	246	1,019

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,142円79銭

(2) １株当たり当期純利益　101円62銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,202
受取手形	20
売掛金	4,548
電子記録債権	721
有価証券	116
製品	45
仕掛品	1,152
原材料及び貯蔵品	1,132
関係会社短期貸付金	107
未収入金	490
預け金	46
その他	106
貸倒引当金	△ 0
流動資産合計	10,690
固定資産	
有形固定資産	
建物	2,475
構築物	51
機械及び装置	2,125
工具、器具及び備品	204
土地	639
建設仮勘定	386
有形固定資産合計	5,882
無形固定資産	
ソフトウエア	119
その他	5
無形固定資産合計	125
投資その他の資産	
投資有価証券	63
関係会社株式	990
関係会社長期未収入金	103
関係会社長期貸付金	456
繰延税金資産	332
その他	155
貸倒引当金	△ 0
投資その他の資産合計	2,102
固定資産合計	8,109
資産合計	18,799

	金額
負債の部	
流動負債	
支払手形	76
買掛金	917
電子記録債務	1,005
設備電子記録債務	591
１年内返済予定の長期借入金	1,113
未払金	215
未払法人税等	59
設備未払金	263
その他	215
流動負債合計	4,458
固定負債	
長期借入金	3,619
その他	41
固定負債合計	3,661
負債合計	8,119
純資産の部	
株主資本	
資本金	983
資本剰余金	
資本準備金	1,202
資本剰余金合計	1,202
利益剰余金	
利益準備金	97
その他利益剰余金	
別途積立金	3,510
事業拡張積立金	730
土地圧縮積立金	83
建物圧縮積立金	13
繰越利益剰余金	4,074
利益剰余金合計	8,508
自己株式	△ 15
株主資本合計	10,679
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	10,679
負債純資産合計	18,799

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	金額
売上高	13,835
売上原価	10,123
売上総利益	**3,711**
販売費及び一般管理費	2,728
営業利益	**983**
営業外収益	
受取手数料	23
固定資産売却益	30
受取配当金	55
その他	60
営業外収益合計	169
営業外費用	
支払利息	21
為替差損	76
その他	8
営業外費用合計	105
経常利益	**1,047**
特別利益	
投資有価証券売却益	129
特別利益合計	129
税引前当期純利益	**1,177**
法人税、住民税及び事業税	100
法人税等調整額	△ 65
法人税等合計	34
当期純利益	**1,142**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	983	1,202	1,202
当期変動額			
建物圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	983	1,202	1,202

（単位：百万円）

	株主資本								
	利益剰余金							自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
		別途積立金	事業拡張積立金	土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	97	3,510	730	83	14	3,036	7,472	△ 15	9,642
当期変動額									
建物圧縮積立金の取崩					△ 1	1	—		—
剰余金の配当						△ 105	△ 105		△ 105
当期純利益						1,142	1,142		1,142
自己株式の取得								—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 1	1,037	1,036	—	1,036
当期末残高	97	3,510	730	83	13	4,074	8,508	△ 15	10,679

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1	1	9,644
当期変動額			
建物圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△ 105
当期純利益			1,142
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 0	△ 0	△ 0
当期変動額合計	△ 0	△ 0	1,035
当期末残高	0	0	10,679

個別注記表

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

b. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品…… 個別法によっております。

そ の 他 見 込 生 産 品…… 月別総平均法によっております。

原材料…… 移動平均法によっております。

貯蔵品…… 最終仕入原価法によっております。

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産 …定額法によっております。

リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産 …自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸　倒　引　当　金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3．会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法（ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除く）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

これは、当事業年度より大型生産拠点として三田工場が稼働することを契機に、生産設備の使用実態を見直した結果、保有する有形固定資産に急激な技術的・経済的な陳腐化は見られず、また今後も安定的な生産設備の稼働が見込まれることから、減価償却方法を定額法に変更することにより、その使用実態をより適切に反映した費用配分が可能になると判断したことによるものであります。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が163百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ163百万円増加しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,116百万円
短期金銭債務	345百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　6,689百万円

(3) ①担保に供している資産

建　　物	399百万円
土　　地	382百万円

②上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	283百万円
長期借入金	608百万円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	①売上高	2,712百万円
	②仕入高	2,948百万円
	③販売費及び一般管理費	133百万円
	④営業取引以外の取引高	131百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	15,559株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	12百万円
未払費用	16百万円
たな卸資産評価損等	238百万円
未払役員退職慰労金	12百万円
投資有価証券評価損	0百万円
関係会社株式評価損	15百万円
減価償却限度超過額	15百万円
繰越欠損金	148百万円
その他	40百万円
繰延税金資産　小計	501百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△55百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△69百万円
評価性引当額小計	△125百万円
繰延税金資産　合計	375百万円
繰延税金負債	
土地建物圧縮積立金	42百万円
その他	0百万円
繰延税金負債　合計	43百万円
繰延税金資産の純額	332百万円

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	JEM TAIWAN PROBE CORP.	台湾 竹北市	121	半導体検査用部品関連事業	所有直接 100.0	当社製品の販売	当社製品の販売 資金の貸付	745 60	売掛金 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	349 51 137
	JEM (THAILAND) Co.,Ltd.	タイ チョンブリ県	134	半導体検査用部品関連事業	所有直接 100.0	当社製品の製造	材料の有償支給 資金の貸付	114 10	未収入金 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	213 37 167
	JEM (SHENZHEN) Co.,Ltd.	中国 深圳市	77	半導体検査用部品関連事業	所有間接 100.0	当社製品の製造	材料の有償支給	826	未収入金	253
	JEM AMERICA CORP.	アメリカ合衆国カリフォルニア州	437	半導体検査用部品関連事業	所有直接 100.0	当社製品の販売	当社製品の販売	1,473	売掛金	156
	JEMCO Co.,Ltd.	韓国 京畿道	87	半導体検査用部品関連事業	所有直接 100.0	当社の営業支援	材料の仕入	1,940	買掛金	206

(注) １.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２.取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

JEM TAIWAN PROBE CORP.及びJEM (THAILAND)Co.,Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,008円56銭

(2) １株当たり当期純利益　107円88銭

１０．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

日本電子材料株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　黒　川　智　哉　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　勢　志　恭　一　印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本電子材料株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子材料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、従来、定率法を採用していた有形固定資産の減価償却方法について、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

日本電子材料株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　黒　川　智　哉　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　勢　志　恭　一　印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本電子材料株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、従来、定率法を採用していた有形固定資産の減価償却方法について、当事業年度より定額法に変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け業務及び財産の状況を確認しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

日本電子材料株式会社　監査等委員会

監査等委員　竹　原　克　尚　印

監査等委員　濱　田　幸　和　印

監査等委員　吉　田　博　之　印

（注）　監査等委員　濱田幸和及び吉田博之は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	大久保（おおくぼ）　和正（かずまさ） （1955年３月17日生）	1985年４月　当社入社 1985年５月　当社取締役熊本工場長 2003年９月　JEM EUROPE S.A.R.L. 代表取締役会長 2005年４月　JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長 JEM Shanghai Co.,Ltd. 代表取締役会長 2005年６月　当社常務取締役 営業統括部長 2008年４月　当社代表取締役副社長 開発統括部長 2010年４月　JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長兼社長 2010年７月　当社代表取締役副社長 2011年６月　当社取締役副会長 JEM(HONG KONG)Co.,Ltd. 代表取締役会長 2013年６月　当社取締役副社長 2014年４月　当社取締役副社長 営業統括管掌 2015年４月　JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長 2016年４月　当社取締役副社長 ＮＰ統括部長 営業統括、ＮＰ統括管掌 2017年６月　当社代表取締役社長 社長執行役員 2018年６月　当社代表取締役社長 社長執行役員 営業統括部長 （営業統括担当）（現任）	498,064株
	≪取締役候補者とした理由≫ 大久保和正氏は、当社取締役に就任以来、長年にわたりリーダーシップを発揮し、また、経営者として豊富なマネジメントの経験と知識をもって取締役の職責を果たしており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	足立（あだち）　安孝（やすたか） （1951年９月17日生）	1998年１月　当社入社 2004年７月　当社経理シニアマネージャー 2008年４月　当社管理部門副統括部長 兼　経理シニアマネージャー 2009年１月　JEM Shanghai Co.,Ltd. 取締役社長（現任） 2009年６月　当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 2010年７月　当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 管理部門統括管掌 2017年６月　当社常務取締役 常務執行役員 管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） （管理部門統括担当） 2019年６月　当社専務取締役 専務執行役員 管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） （管理部門統括担当）（現任）	26,320株
	≪取締役候補者とした理由≫ 足立安孝氏は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うとともに、管理部門の責任者としてリーダーシップを発揮しており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	井上 廣志（いのうえ ひろし） (1954年12月16日生)	1975年４月 三菱電機㈱ 入社 2000年６月 同社 パワーデバイス事業統括部 品質保証部長 2004年４月 同社 パワーデバイス製作所 パワーデバイス第一部長 2008年４月 同社 パワーデバイス製作所 営業部長 2011年６月 三菱電機ロジスティクス㈱ 入社 同社 取締役電子事業部長 2018年６月 同社 顧問 2019年６月 当社社外取締役（現任）	―株
	≪社外取締役候補者とした理由≫ 井上廣志氏は、半導体業界に精通しており、また、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有することから、それらを当社の経営に反映していただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。		
4	中本 大介（なかもと だいすけ） (1963年11月22日生)	1986年４月 大洋㈱入社 1989年４月 Unique Motor Co.,Ltd. 副社長 1997年８月 ㈱タクマ入社 2003年11月 Siam Takuma Co.,Ltd. 社長 2014年２月 ㈱タクミナ入社 2014年４月 同社 営業本部 海外営業部長 2014年７月 同社 営業本部 海外営業部長 兼 TACMINA KOREA Co.,Ltd. 代表理事 2016年４月 同社 執行役員 営業本部 海外営業部長 兼 TACMINA KOREA Co.,Ltd. 代表理事 兼 TACMINA USA CORP. 代表取締役社長（現任） 2019年６月 当社社外取締役（現任）	―株
	≪社外取締役候補者とした理由≫ 中本大介氏は、海外事業を含む経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しており、それらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に生かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．井上廣志氏及び中本大介氏は、社外取締役候補者であります。

３．井上廣志氏及び中本大介氏は、㈱東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き井上廣志氏及び中本大介氏を独立役員とする予定であります。
４．井上廣志氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
５．中本大介氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．社外取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、井上廣志氏及び中本大介氏が原案どおり選任された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
西　井　博　生 （にしい　ひろき） （1964 年 5 月 19 日 生）	1987年４月　監査法人朝日新和会計社入社 1990年３月　公認会計士登録 2001年９月　西井博生公認会計士事務所開所 2004年９月　なぎさ監査法人代表社員（現任） 2004年12月　税理士法人なぎさ総合会計事務所 代表社員（現任） 2008年６月　当社補欠監査役 2017年６月　当社補欠監査等委員（現任）	―株
≪補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由≫ 西井博生氏は、公認会計士資格を有し、会計監査に関する豊富な知識と高い見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役に就任した場合には、その知識と見識を当社の監査体制に生かしていただけると考え、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．西井博生氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．西井博生氏は、㈱東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員とする予定であります。

４．監査等委員である取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、西井博生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

以　　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　兵庫県尼崎市昭和通２丁目７番１号
都ホテル 尼崎　３階鳳凰の間
ＴＥＬ　06－6488－7777

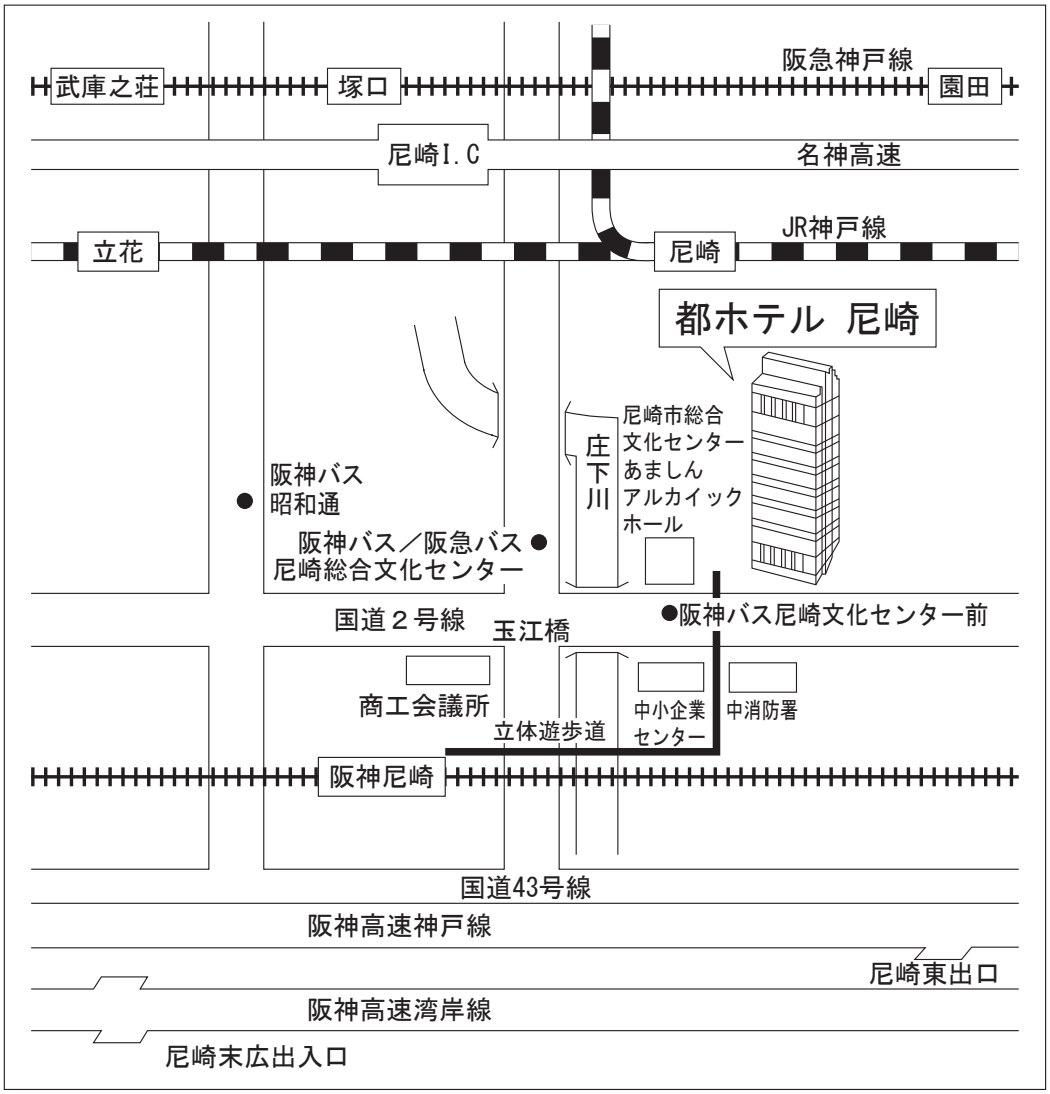

○阪神尼崎駅より北東へ400m（徒歩５分）
○最寄のバス停のご案内
・尼崎総合文化センター
阪神バス：ＪＲ尼崎より11番・23番／阪急園田より11番・22番・23番
阪急バス：阪急塚口より55番・57番
・昭和通
阪神バス：ＪＲ立花より15番・43番／阪急塚口より13番
／阪急武庫之荘より15番・43番
・尼崎文化センター前